議案第 15 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の承認について

平成19年６月28日、鎌倉市長谷二丁目21番17号先路上で発生した、消防本部鎌倉消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第１項の規定により、平成20年８月７日に処分した。

よって、ここに報告し、承認を求める。

平成20年９月３日提出

鎌倉市長　石 渡　徳 一

１　損害賠償の額　　597,450円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

３　処分の日　　平成20年８月７日